

財務省告示第十四号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十五年十二月二十五日に発行した利付国債の発  
 行条件等を次のとおり告示する。

平成十六年一月九日  
 財務大臣臨時代理

國務大臣 金子 一義

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行日	発行価格
利付国庫債券（五年）（第三十三 回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十 一 條第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け	額面金額で千八百一億円	千七百九十九億百八十九万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十五年十二月二十五日	額面金額百円につき九十九円八 十九銭

十一  
十二

利率  
の経過  
払込み

年〇・六パーセント  
年資金運用基金理事長は、  
年〇・六パーセントに  
達した金額を第十八号に  
算出した金額を第十八号に  
する。期日に払い込むもの  
とする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6 \times 5}{100 \times 365}$$

十三

初期  
利子

平成十六年六月二十日  
と、次式により算出した  
金額を支払う。ただし、  
金額を支払うときは、  
が銀行休業日に当たるとき  
その翌営業日に支払う。以  
次号及び第十五号において  
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6 \times 1}{100 \times 2}$$

十四

第二期  
以後の  
利子

毎年六月二十日及び十二月  
日を以て、その日以、前  
利息を支払う。六月間に  
平成二十年十二月二十日

十五

償還  
償還金  
の額

日本銀行  
額面金額百円につき百円

十六

元利  
払込  
の期

平成十五年十二月二十五日

十七

払込  
の期

平成十五年十二月二十五日

十八

払込  
の期

平成十五年十二月二十五日